

■原始・古代・中世 グラ（抜粋）

第二節 浄土宗の展開と増上寺

吊り見出し例

御本云く、時に永享七年乙卯文月日

弁師 （宗慈） 七代弟子西誉在御判 満七十一歳

筆受 行連社慶竺大誉房 満三十三歳

今、此の御本は、大蓮社西誉上人和尙の御口筆、並びに筆受大誉和尙正本これを写し畢ぬ。

との奥書が見られ、本書は永享七年に聖聡による「小経」（阿弥陀経）の「御口筆」（講説）を、慶竺が「筆受」つまり筆録・再治のうえで授与されたものの写本である。その冒頭には、「来意分」として、「高祖の私記に云く、将に此の経を釈せんとすれば、略して四意有り。一は来意、二は専・雑、専にまた二有り。一には正定、二には助行なり。三は釈名、四は入門・解釈なり已上、祖師私記略抄。初に来意とは、私記に細判無し。故に私に今綴りて云う、これに付きて總別有り。先ず總じては一代の教えの来意、次に別しては浄土門の来意なり」（原漢文）として、「高祖の私記」「祖師私記略抄」、つまり法然の著述によりながら、「阿弥陀経」を「釈」するという体系を提示している。これは、聖聡が疏釈（注釈書）を撰述するにあたり、基本的な枠組みを先師・祖師の教説に依拠し、これに自らの見解を付加するという手法が見られる。つまり、「私勘じて云く」「私に問いて曰く」「私に勘じ加えて云く」等々の表現で私見を記述するが、ここで「法華科註に云く」「華嚴経に云く」「涅槃経」等々の典拠を掲げその裏付けとする。「大経」（無量寿経）・「小経」という浄土宗義における中核的な経典について、詳細な典拠を掲げて論旨を通す聖聡の著述は、個人的な論理・表現による聖岡の著述とは異質のものと言えよう。

さらに聖聡は「武州豊島小石川談所、**応永十五年** 戊子 十一月十五日 幹縁比丘西誉」との刊記を持つ「阿弥陀経」を版刻しており、**すでに応永十五年には「小石川談所」を拠点として教化活動が進められていた。**そしてその延長上に、増上寺における聖聡の著述に反映された浄土宗義の講説があり、その教説は弟子の聡

誉（西仰上人）・聖観（音誉上人）等に継承されることにより、東国における浄土宗の発展の基礎が固められ

たわけである。

増上寺の創建

今日に大伽藍を誇る増上寺であるが、『江戸名所図会』巻一「三縁山増上寺」には、開山聖聡の事跡とともに、「寺の由緒が記されている。江戸時代に入ると、三縁山増上寺は関東における浄土宗の総本山の位置を占め、武蔵・上総・下総・常陸・上野・下野の各国に点在する十八檀林の筆頭として広大な寺域を擁した。十八檀林の「十八」とは、阿弥陀如来の四十八誓願のなかで第十八願を「最勝」とすることに由来する。そして、寺域内には「精舎十八区」が建立され、「栴檀林」つまり学寮として多くの英才を育むことになった。この学寮に学ばれ相承された「浄家の白旗流義」により、將軍家の子孫安寧と武運長久が祈願されたわけである。この將軍家に後援された檀林筆頭としての立場が、江戸時代以降に増上寺を大きく発展させた重要な要因であったことは言うまでもない。

また、前述のとおり、中世における増上寺の「淨刹」「浄家（浄土宗寺院）」としての開山は西誉上人聖聡であるが、近世の中興は普光観智国師（存応）であった。当初貝塚にあった光明寺は、真言密教の道場として創建された古刹で、「二本寺なり、子院数多ありて」（「三縁山志」巻一）として一定の寺勢を誇っていた。至徳二年（一三八五）に本寺に入った聖聡は、了誉上人聖岡（伝通院三ヶ月上人）の教化のもとで宗風（宗旨）を真言宗から浄土宗に改め、「三縁山増上寺」と号したことは前述の通りである。そして、「三縁山志」巻一には、「明徳四年十一月、当山を興隆し、般舟蓮社の談法論場とし、四方の雲水をあつめ、輪下に講演し、自他宗の碩徳を招請し、不断法問の伽藍とす」とあるように、明徳四年（一三九三）より、増上寺は盛んな修学活動を行う道場として、浄土宗義の興隆を図ることになった。

なお、増上寺の寺域であるが、『江戸名所図会』巻一には、  
当寺、旧古は貝塚の地にありて、光明寺と号せし真言瑜伽の密場にして、後小松院の御願に依て草創ありし古刹なりしに、至徳二年、西誉上人移り住するの後、ついで竟に了誉上人伝通院三ヶ月の徳化に帰し、寺を改めて三縁山

漢数字「十」表記の例

となり、以後所持者の交代はあるが、しばらくはそのまま推移する。

一〇〇年以上を経た天保元年（一八三〇）の「沿革図書」(⑤)（では、筆数は同じ五筆だが、その間に分・合筆があり、地割りに大きな変化を来した。まず寛延二年（一七四九）、西端の旗本宇津家屋敷(④中「宇津出雲守」) 東部が上地されて三河西大平藩大岡家に下屋敷として与えられて分筆、これが安永三年（一七七四）に相對替で大岡家より旗本牧野家に譲渡された(⑤中「牧野播磨守」)。次に明和九年（安永元年、一七七二）、東端の旗本桑山家屋敷(④中「桑山十左衛門」) 北部が上地されて西接の旗本本堂家屋敷に添地(⑤中「本堂内蔵助」)、そして中央北側旗本仁賀保家屋敷(④中「仁賀保小十郎」) は享保一二年（一七二七）に相對替で旗本大嶋家に譲渡されていたが、これとその南接の旗本蜂屋家屋敷(④中「蜂屋小右衛門」) を寛政四年（一七九二）、相對替で備前岡山藩池田(松平)家が獲得して合筆した(⑤中「松平伊予守」)。

そして文久二年（一八六二）の「沿革図書」(⑥)では四筆となる。西端の旗本宇津家屋敷は寛政一〇年（一七九八）、相對替で長門清未藩毛利家が入手して上屋敷としていたが(⑤中「毛利讃岐守」)、同家が嘉永元年（一八四八）に同じく相對替で東隣の旗本牧野家屋敷を得て合筆したためである。なお天保元年と文久二年の「沿革図書」(⑤・⑥)を比較すると、牧野家屋敷は東隣の池田(松平)家屋敷に合筆されたように描かれているが、これは誤りである。

また文久二年の「沿革図書」(⑥)の南東角は「戸塚静海」、すなわち奥医師戸塚家屋敷となっているが、この地は元来旗本桑山家屋敷だったが、戸塚家に至るまでにいづれも相對替で、まず文化七年（一八一〇）から豊後岡藩中川家中屋敷、文政二年（一八二九）には遠江横須賀藩西尾家中屋敷(⑤中「西尾隠岐守」)、天保一二年（一八四一）には近江水口藩加藤家中屋敷と、次々に大名家が中屋敷として所持し、そして文久元年（一八六一）、相對替で加藤家から戸塚家へわたった。

このように、「芝口」は元来はおおむねを旗本屋敷地が占めていたが、寛政期以降、大名家がそれらを相對替で積極的に獲得するようになってその比率は逆転し、幕末までには過半が大名屋敷地に占められるようになったのである。

### 小見出し例

#### 交代寄合本堂家屋敷

「芝口」のなかで、旗本本堂家屋敷は「寛永図」の時代から幕末、さらに明治時代まで一貫して同じ場所に所在し続けた。こうした幕臣屋敷の事例は少ない。

本堂家は常陸新治郡志筑八〇〇石余を領した交代寄合である（交代寄合については本章二節一項参照）。初代茂親から栄親、玄親、伊親、苗親、豊親、親房、親庸、親道、親久と一〇代に渡りこの「愛宕下屋敷」を居屋敷としてきた。拝領当座は「愛宕下福屋敷」と評判されるほど裕福だったという。そのあり方は不詳だが、三代玄親のとき、元禄三〜六年（一六九〇〜一六九三）の間に、表門の北側から南側への付け替えが江戸図類の描写からうかがわれ、発掘調査でもこれに起因した可能性がある土地利用変更の痕跡が検出された（本章五節二項参照）。本堂家は玄親のとき交代寄合となり、元禄三年（一六九〇）には世子伊親も誕生して、そうした契機に屋敷が大きく造替（作り替え）されたことが考えられる。

そして前述のように、七代親房は大番頭となって下屋敷を得（本章二節三項参照）、次いで西丸側役に転じて愛宕下屋敷に添地も拝領した。親房は本堂家歴代で唯一幕府役職に就いたが、これは実父が上野安中藩主で老中を務めた板倉勝清であり、その意向とみられる。親房の養子入りが本堂家屋敷に面期をもたらしたのである。しかし親房が本堂家の財政と家政に混乱を来したことも事実で、これは天保六年（一八三五）までその再建にあたった、本堂家年寄役の横手義忠による記録に詳しい（茨木県立歴史館収集史料「横手家文書」のうち「古事伝聞記」「義忠一代記」、『資料編』に収録）。それによれば、その間愛宕下屋敷は寛政六